

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(日休日は、その翌日発行)

## 目次

◇ 告 示 解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業の認可

基本測量の実施

◇ 教 委 告 示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

◇ 公 告 鳥取県保母試験の合格者

◇ 正 誤 昭和五十二年八月鳥取県告示第六百七十五号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第六百九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字唐川字宮ノ下山一七八、一七九、字赤子ヶ成、二〇一の一、二〇一の五、字唐川ノ谷二〇四の一(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十五号

昭和五十二年六月二十四日付けで若桜町から申請のあった土地改良(栃原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十六号

昭和五十二年七月十一日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（久能寺地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十七号

昭和五十二年七月二十二日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（妻ノ神地区区画整理）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十八号

昭和五十二年七月二十七日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（津無地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年九月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

日野町から申請のあつた町営土地改良(秋縄地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二・五分の一基本図修正測量作業)

二 作業期間

昭和五十二年九月十九日から同年十月十五日まで

三 作業地域

境港市、米子市、日南町、溝口町、西伯町、会見町、岸本町、大山町、淀江町、名和町及び日吉津村

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

昭和五十三年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十二年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 募集生徒数

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和五十三年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者  
 三 出願期間  
 昭和五十二年十月三日(月)から十月十一日(火)十二時までとする。  
 なお、郵送による場合は、十月七日(金)までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。  
 (一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの  
 (二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。  
 五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等  
 (一) 期日 昭和五十二年十月十八日(火)九時から十五時まで  
 (二) 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

(三) 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学  
 機関科 機関術(一)及び(二)、執務一般、英語並びに数学

六 入学者選抜の方法  
 入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力

検査等の結果を総合して行う。  
 七 合格者の発表  
 昭和五十二年十月二十五日(火)とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。  
 2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。  
 九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。  
 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。  
 3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制の課程に準ずるものとする。

公 告

昭和52年8月6日から9日までの間に実施した鳥取県保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年9月6日

鳥取県知事 平 本 海 三

宮田	充枝	勝部	より子	安宗	令子	高村	久美子	武田	真知子
坂本	順子	築沢	やよい	加藤	祥子	湯浅	千恵	細田	和江
橋本	咲枝	前田	百合子	道祖尾	真理子	田中	玲子	加藤	千春
石原	美知子	森	裕子	河本	信子	小松原	由佳子	鎌倉	さつき
福本	由記	渋谷	洋子	河村	ひとみ	鈴木	八重子	磯部	ちえみ
石井	文子	池本	寿美子						

正 誤

昭和五十二年八月鳥取県告示第六百七十五号(解除予定の保安林について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

三 頁 段 行 誤 正  
 下 終わりから一 米子市 境港市